

# コミュニティ・スクール研究部会設置要綱

令和4年4月1日制定

(設置)

第1条 保護者や地域住民が学校の運営等に関わり、相互の信頼関係を深めるとともに、学校・家庭・地域が連携・協働し子どもの学びや成長を支援するため、コミュニティ・スクール研究部会（以下「研究部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 研究部会は、市内小中学校の運営協議会がより効果的に事業を実施できるよう支援することを目的とする。

(所管事務)

第3条 研究部会は、前条の目的を達成するため、市内小中学校の学校運営協議会の事業の支援を行う。

(組織及び役員)

第4条 部会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 部会に部長及び副部長を各1名置く。

(1) 部長は、教育長をもって充てる。

(2) 副部長は、部員のうちから部長が指名する。

(役員 の 職務)

第5条 部長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は部長が招集し、次の事項を審議決定する。

(1) 特色ある取組の審議に関する事項

(2) その他部長が必要と認める事項

2 会議の議長は、部長がこれにあたる。

(部長の専決処分)

第7条 部長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、副部長と協議のうえ、会議で議決するべき事項を専決処分することがで

きる。

- 2 部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

(会計)

第8条 研究部会の経費は、補助金をもってこれに充てる。

(事務局)

第9条 研究部会の事務を処理するため、防府市教育部学校教育課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、教育部学校教育課長をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究部会に必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表 1)

コミュニティ・スクール研究部会名簿

役員名	役職	人数
部長	教育長	1 人
部員	防府市小学校校長会	1 人
部員	防府市中学校校長会	1 人
部員	防府市小学校教頭会	1 人
部員	防府市中学校教頭会	1 人
部員	地域連携教育アドバイザー	1 人
部員	防府市教育部次長	1 人

●事務局 防府市教育部学校教育課